

議員提出議案第4号

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の

特例に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

大阪市会議長 竹下 隆様

提出者

藤田あきら 藤岡寛和 永田典子

近藤大 高山美佳 大西 しょういち

広田和美 坂井はじめ 岡崎 太

ホンダリエ 佐々木りえ 高見亮

杉村幸太郎 佐々木哲夫 杉田忠裕

岸本栄 永井広幸 荒木肇

永井啓介 森山よしひさ

(別紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の一部
を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4月1日から <u>令和8年3月31日</u> までの間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の12に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。	大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4月1日から <u>令和7年3月31日</u> までの間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の12に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している市会議員の報酬月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。